



新型コロナウイルス感染症についての月次報告の対応整理表

【①児童について】

児童が感染症の陽性者となったために欠席した場合	通常通り「病欠」として取り扱います。そのため、左記理由のために欠席した分については「助成対象となる欠席」として取り扱います（児童表への記載が必要です）。
児童が濃厚接触者となったために欠席した場合	
保護者が感染拡大・感染予防のために児童を欠席させた場合	左記理由のために欠席した日については、「助成対象となる欠席」として取り扱います（児童表への記載が必要です）※「コロナ欠」（青）であり「病欠」ではありません。
定型的な利用のない児童が上記いずれかの理由のために欠席した場合	左記理由のために欠席した日については、契約した日数を上限に「助成対象となる欠席」として取り扱います（児童表への記載が必要です）。
幼稚園や他の保育施設等が休園したために、その施設に通う児童が企業主導型保育施設を利用した場合	他の施設を利用している児童は企業主導型保育事業の通常保育（基本単価）助成の対象外です（一時預かり事業・病児保育事業を除く）。

【②保育従事者・職員について】

職員が感染症の陽性者となった場合	左記理由により職員が出勤できなかった場合、代替の職員を一時的に補充するなど、可能な限りの対応をお願いいたします。それでもなお「保育士比率」が低下する場合は「出勤したもの」として取り扱います（職員表への記載、及び「月次実態報告書」の提出が必要です）。
職員が濃厚接触者となった場合	
小学校等の休校・休園により、職員が出勤できなかった場合	左記理由により職員が出勤できなかった場合、まずは休んでいる職員が、放課後児童クラブ等のサービスを受けることが出来ないか調整を行うことや、一時的な補充を行う等、可能な限りの取組をお願いいたします。それでもなお「保育士比率」が低下する場合は「出勤したもの」として取り扱います（職員表への記載、及び「月次実態報告書」の提出が必要です）。
保育補助者・病児保育・一時預かり・連携推進職員等、「加算分」の対象となる職員が上記の理由により出勤できなかった場合	加算分の職員についても上記同様の取扱いとします。

【③施設について】

陽性者や濃厚接触者の発生に伴う休園・一部休園の場合	休園期間内においても通常の保育が実施されていたものとして助成します。対象は、休園前又は休園期間中に協会に休園の申請を行った施設に限ります。
自治体の要請により休園・一部休園した場合	
感染症の影響で職員の不足により休園・一部休園した場合	
発症予防の観点から休園・一部休園した場合	